

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

税のお知らせ

平成30年度 税制改正について

税制改正の主な内容は、次のとおりです。

「町たばこ税の見直し（税率引上げ等）」
（平成30年10月1日から段階的に移行）

紙巻たばこの販売数量の減少幅の拡大による税収の減少、高齢化の進展による社会保障費の増加等も見込まれることから、引き続き国・地方で厳しい財政事情にあることを踏まえ、たばこ税の負担水準を見直す改正内容となります。

①税率の引上げ
たばこ税の税率を平成30年10月1日から段階的に引上げます。
※詳細は、次の表のとおりです。

①税率の引上げ (税率:1,000本当たり)

実施時期等	合計	道府県たばこ税		(参考) 国のたばこ税 ※たばこ特別税含む
		道府県たばこ税	市町村たばこ税	
現行	6,122円	860円	5,262円	6,122円
平成30年10月1日	6,622円	930円	5,692円	6,622円
平成32年10月1日	7,122円	1,000円	6,122円	7,122円
平成33年10月1日	7,622円	1,070円	6,552円	7,622円

(注) 平成31年4月1日に予定されている三級品の紙巻たばこに係る税率の引上げ(平成27年度税制改正)を、平成31年10月1日実施に延期する。
(注) 税率引上げに伴う所要の措置
1. たばこ税率の引上げに際し、手持品課税を実施する。
2. 市町村たばこ税都道府県交付金制度について、所要の措置を講ずる。

②加熱式たばこの課税方式の見直し

地方税法において「加熱式たばこ」の課税区分を新設した上で、加熱式たばこの製品特性を踏まえ、「重量」の要素と「価格」の要素により紙巻たばこの本数へ換算する新課税方式とし、平成30年10月1日から実施し、5年間かけて段階的に移行します。経過期間中の課税標準は、新課税方式による換算を1/5ずつ増やして計算します。

「所得税及び復興特別所得・個人住民税の基礎控除、給与所得控除・公的年金等控除の見直し」
(平成33年度(平成32年分所得)分から)

働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、所得税と同様、給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替える等、主な改正は次のとおりです。

①給与所得控除・公的年金等控除の見直し

給与所得控除の上限の引下げ。公的年金等控除の上限の設定等を行います。

②左記の控除見直しから基礎控除への振替

給与所得控除・公的年金等控除を10万円引下げ、基礎控除を同額引上げます。

■所得税等

現行38万円↓48万円

■個人住民税

現行33万円↓43万円

この振替に伴い、扶養控除の対象となる合計所得金額の要件等について、各控除・各措置で調整を行います。

③基礎控除の見直し

所得の高い人、特に高額所得がある人に限って控除額が逡減・消失する仕組みを導入します。

詳細は、次の表のとおりです。